

日本電信電話株式会社法附則第2条に
基づき講ずるべき措置、方策等の在り方
答 申

——公正有効競争の創出と技術革新への対応——

平成2年3月2日
電気通信審議会

日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方（答申）

目 次

	<目次>
1 はじめに	1
(1) 検討の意義	
(2) 検討の視点	
2 望ましい電気通信市場	5
(1) 電気通信市場の現状	
(2) 電気通信市場の問題点	
(3) ネットワークの観点から見た今後の電気通信市場	
(4) 望ましい電気通信市場の在り方	
(5) 今後の行政の在り方	
3 講ずるべき措置、方策等の在り方	11
(1) 講ずるべき措置、方策	
(2) 実施時期	
(3) 新しい市場におけるNTTの姿	
(4) 国民利用者にとっての効果	
(5) 株主、債権者の権利の確保	
(6) その他講ずるべき主要な措置、方策について	
4 おわりに	22
資料編	23

1 はじめに

当電気通信審議会は、「今後の電気通信産業の在り方」（昭和63年3月18日諮問）について、平成元年10月2日、郵政大臣に中間答申を行った。中間答申では、電気通信市場の構造について、市内通信網への構造的依存性からくる問題の解消、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）の巨大・独占性の弊害の除去等について検討が必要であることを指摘した。また、NTTの在り方について、経営効率化、公正有効競争、研究開発・地域振興等の観点から問題点を指摘し、その解決方策として、3つの方法（①現行組織形態のまま改善措置を講ずる方法、②組織を再編成する方法、③個別業務を分離する方法）を並列的に提示した。

これを受け、同日、郵政大臣から当審議会に対し、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方」について諮問がなされたので、新たに「NTTの在り方に関する特別部会」を設置し、審議を行ってきた。

(1) 検討の意義

ア 日本電信電話株式会社法附則第2条

日本電信電話株式会社法（以下「NTT法」という。）附則第2条は、「政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定めており、平成2年3月末がその期限に当たる。

この条項が定められた理由としては、第2次臨時行政調査会の「行政改革に関する第3次答申」（昭和57年7月。以下「臨調答申」という。）が、電電公社の組織再編成を行うことを指摘した（注）が、昭和60年の電気通信制度改革時においては、制度改革後の状況を見る必要があることから、組織再編成等NTTの在り方については5年以内に再検討することとして持ち越すこととされたことが挙げられる。

（注） 臨調答申は、電電公社の経営合理化、独占の弊害の除去、巨大経営体であることからくる経営の管理限界の観点から、電電公社の民営化、競争導入を指摘するとともに、経営形態の変更について、次のように指摘している。

「現在の電電公社は、5年以内に、基幹回線部分を運営する会社（以下「中央会社」という。）と地方の電話サービス等を運営する複数の会社（以下「地方会社」という。）とに再編成することとし、当面、政府が株式を保有する特殊会社に移行させる。」

イ 通信政策上の意義

電気通信は、電話、ファクシミリ等日常生活に密着したサービスの提供、専用線等による企業内及び企業間ネットワークの形成等我が国経済社会活動のインフラストラクチャとして中核的役割を担っており、技術革新の成果を最大限に活用して我が国の将来の高度情報社会において先導的な役割を果たしていくべき分野である。

その電気通信市場において、NTTは、売上高、シェア等の点で巨大かつ独占的な地位を占めている。また、市場の構造面において、その市内通信網は基盤的かつ独占的な地位にある。こうしたことからNTTは、国民利用者に及ぼす影響、新規参入第一種電気通信事業者（以下「新事業者」という。）等との競争関係、研究開発面での先導性、関連業界等への影響力等の各面において、極めて大きな影響を及ぼし得る地位にあるといえる。

したがって、将来展望を踏まえつつ、NTTの在り方を検討することは、我が国電気通信市場全体の在り方を規定し、ひいては、我が国経済社会の今後の進展に資するところが大きいものと考えられる。

(2) 検討の視点

ア 国民利用者の利益の最大限の増進

昭和60年4月に電電公社の民営化と競争原理の導入を柱とする電気通信制度改革が実施されたが、その大きな目的は、将来の高度情報社会の実現に向けて、電気通信の一層の活性化・効率化を推進するとともに、ニーズに対応した低廉で多種多様なサービスの提供を通じて、国民利用者の利益を最大限増進することにあった。

本検討に当たっても、料金の低廉化、サービスの高度化・多様化等の民営化当時の政策目的や地域の情報化ニーズへの対応等の観点から、国民利用者の利益の最大限の増進を基本に据える必要がある。

イ 公共性の確保

電気通信事業は、国民生活・産業経済活動上ますます必要性の高まるサービスを提供する事業であること、個人・企業等の秘密及び思想・表現の自由と密接不可分な関係を有していることなど、我が国のインフラストラクチャとして極めて高い公共性を有する。電気通信事業法において、通信の秘密の保護、重要通信の確保、差別的取扱の禁止等について規定されているのもそのためである。NTT法においても、適正かつ効率的な経営、電話のあまねく日本全国における安定的な供給の確保、電気通信技術に関する研究推進及びその成果の普及といった公共的責務が、特殊会社としてのNTTに対し特に課されている。

検討に当たっても、重要通信の確保、国民生活に不可欠な電話提供等、電気通信の公共性が維持されることが必要である。

ウ 競争の活性化

利用者の多様なニーズに的確に応え、一層の料金低廉化、サービスの高度化・多様化等を実現していくためには、競争原理が十分機能し、技術革新を含む活発な競争が行われることが不可欠である。このためには、後述するように、我が国の電気通信市場が、新事業者が競争相手であるNTTの独占的な市内通信網に接続してはじめてサービスを提供できるという特異な構造になっていることが最大の問題と考えられるので、この点に着目して、NTTと新事業者との間の公正有効競争条件の在り方について検討していく必要がある。

エ 技術革新への対応

電気通信は極めて技術依存度の高い産業であり、また、その技術革新の速度もネットワークの高機能化、ISDN化の進展に見られるように著しいものがある。特にデジタル化技術は、ネットワークの建設、保守等の単位コストを低下させ、料金の低廉化、サービスの高度化・多様化を可能にする。とりわけ、現在、アナログ網からデジタル網への移行は世界各国の国家的課題となっている。さらに、今後は多種多様なサービス需要の増大と、それを可能とする回線の広帯域化、インテリジェントネットワーク化、ATM（非同期転送モード）方式に代表される次世代交換機を使用したネットワークの構築等ネットワークの高度化が予想され、電気通信分野

における研究開発の重要性も一段と高まると考えられる。

このような技術革新に適切に対応し、さらに一層促進させていくためには、研究開発面でのNTTの先導性の確保等の要素を十分踏まえて検討する必要がある。

オ 国際化への対応

今日、我が国の経済力の増大を背景として、貿易、資本移動、人的交流、情報流通等国際化の一層の進展が予想されている。このため、電気通信においては、活発な国際交流の基盤となるべき国際的情報通信ネットワークの高度化及び接続の円滑化を促進することが期待されている。また、各国のネットワークの調和ある発展を図る上で、研究開発・標準化の分野において、我が国として一層国際的な貢献を行っていく必要がある。

NTTの在り方を検討するに当たっても、このような国際化への対応を十分踏まえる必要がある。

カ NTTの経営の向上

NTTの在り方を検討する際には、臨調答申、臨時行政改革推進審議会の「公的規制の緩和等に関する答申」（昭和63年12月）等で指摘されたように、その巨大・独占性の弊害を除去し、公正有効競争による経営の効率化・活性化を実現することが重要な課題である。NTTの経営の向上を図ることは、料金の低廉化、サービスの質的向上により、国民利用者の利益を増進するとともに、株主、NTT関係者等にとってもNTTが更に魅力ある企業となることをも意味する。

2 望ましい電気通信市場

(1) 電気通信市場の現状

ア 電気通信制度改革の成果

昭和60年4月の電気通信制度改革の結果、多数の新しい事業者（第一種電気通信事業者57社、特別第二種電気通信事業者28社、一般第二種電気通信事業者785社（平成2年2月現在））が電気通信市場に参入した。

この結果、各種サービスの料金が全般的に着実に低下し、新しいサービスも登場するなど、国民利用者の選択可能性が拡大するとともに、国民経済的にみても内需の拡大に貢献してきた。また、通信回線利用、端末機器の自由化により、企業内、企業間、更には異業種間のネットワーク化、情報化が促進された。さらに、多数の外国資本が我が国電気通信市場に参入してきており、我が国の電気通信市場は、世界的にみても十分開放されたものとなっている。

イ 電気通信市場の現状

電気通信制度改革以降、上述のように一定の成果が得られている。しかし、一方で、①新事業者のシェアが極めて小さいこと（例えば電話市場で2.7%、専用線市場で5.5%（平成元年9月末））、②新事業者のサービス提供区域が、まだ全国に展開していないことから、競争が地域的に限定されていたり、新事業者の利用が、現段階ではまだ企業が中心で一般の家庭ユーザまで十分に浸透していないこと、③NTTの市内交換機に旧式交換機が多数存在すること等技術革新への対応の遅れから、サービスの高度化・多様化が例えば米国に比し遅れていること等に見られるように、電気通信市場が十分に活性化しているとは言い難い。

特に、ネットワークのデジタル化は、電気通信市場を活性化するとともに、今後の我が国の産業社会の発展に極めて重大な影響を与えるものであるが、残念ながら現状は米国などに比して必ずしも先進しているとは言い難い。また、地域的にも格差があり、デジタル化の促進に重点を置いた取組が今後の大きな課題となっている。

(2) 電気通信市場の問題点

電気通信市場が十分に活性化していないのは、制度改革後まだ5年程度を経た段階にあるという期間的な問題に起因する部分もあるが、構造的には、次に述べるように現在のNTTの巨大・独占性及び、電気通信市場における特異な構造が大きな要因になっているためと考えられる。

ア NTTの巨大・独占性

電気通信産業は、その成長性、技術革新の可能性、付加価値の高さ等の面から基幹的な未来形産業として産業全体に与える影響は大きい。なかでもNTTは、①売上高（約5兆7,000億円）、経常利益（約4,300億円）、総資産（約10兆6,000億円）、従業員（約27万7,000人）のいずれをとっても日本企業の中でトップクラスの巨大企業であること（いずれも昭和63年度末）、②電気通信のすべての分野でサービス提供を行うとともに、それぞれの分野で極めて高いシェアを有していること、③装置産業としての巨大な「バイイングパワー」を背景に、通信機器製造業、線材製造業、工事建設業等の大口需要者として、買手独占的な地位にあるだけでなく、子会社等を通じて多数の企業と深い関係を築いていること等、電気通信産業のみならず社会経済全体に大きな影響力を有している。

このようなNTTの経営の効率性が高まらない場合には、新事業者の効率化のインセンティブをも弱めることとなり、結果的には、競争による成果の国民利用者への還元という制度改革の目的の達成を危うくする可能性がある。

イ 特異な市場構造

電気通信制度改革以降の実態から、電気通信市場はネットワークの構成、性格等により、独占的な傾向の強い分野と、比較的競争になじみやすい分野に区分されることが明らかになってきた。

市内通信網は、国民利用者と直接接続するための網であり、面的広がりを持ち、建設に当たっては、多額の費用と長期間を要し、土地及び道路等の公共財の大規模な使用が不可欠であること等から基本的には独占的な市場であり、当面、競争は限定的な部分しか期待できない。一方、長距離通信、移動体通信等の分野は、市内通信分野に

比べ実効的な競争を期待し得る市場ということができる。

NTTが現在保有しているような全国5,000万を超える加入者をくまなく結ぶ巨大な市内通信網の構築は、新事業者には極めて困難であり、新事業者がサービスを提供する際は、ほとんどの場合競争相手であるNTTの市内通信網に一方的に依存せざるを得ない。他方、NTTは、独占的分野である市内通信網と競争的分野である長距離通信網等を一体的に運営している。

このように我が国の電気通信市場は、NTTと新事業者の競争条件が構造上同等でないという点で特異なものとなっており、このことが公正有効競争上の多くの問題が生じる要因となっている。

(注) 市場の特異な構造から生じる公正有効競争上の問題例

① ID化問題

NTTの市内交換機に発信者識別信号(ID)送出機能がない場合には、長距離通信系新事業者は通常のサービスを提供できなくなったり、自動車電話系新事業者の自動車電話に着信する通話の料金がNTTと同一にならざるを得ない状況にある。

② POI問題

長距離通信系新事業者は、NTTの市内通信網にPOI(相互接続点)を介して接続することによってはじめてサービスの提供が可能となるが、POI設置の条件が新事業者との競争部門を併せ持つNTTの意向によって左右されるため、事業展開上不安定な状況に置かれている。

③ 内部相互補助

NTTは、一社で独占的分野と競争的分野を含むあらゆるサービスを提供しているため、サービス相互間で内部相互補助が行われやすい状況にあり、事業者間の公正な競争条件の確保、利用者間の負担の公平性の確保という点で問題が指摘されている。

④ 情報の流用

NTTが、市内通信網との接続を通じて得た新事業者の情報を、新事業者と競争する他の部門に流用するとなれば、公正有効競争を著しく阻害するおそれがある。

(3) ネットワークの観点から見た今後の電気通信市場

今後の電気通信市場において、電気通信ネットワークは、デジタル化を基盤として大きな変貌を遂げていくことが予想され、デジタルネットワークの形成は喫緊の課題と考えられる。今後ネットワークのデジタル化を進めるべき大きな理由としては、以下の点が挙げられる。

ア 第一に、コスト面での大幅な低下が可能となる。光ファイバ、素子技術等の進展に伴って、伝送路の大容量化、広帯域化が進み、伝送路コストが大幅に低下するほか、デジタル交換機の導入によって設備、保守、運用面での著しいコスト低減が見込まれる。とりわけ、従来のアナログ網からデジタル網への移行は、ネットワーク構成を4階層から2階層（注）へと簡素化し、全体的なコスト低減をもたらす。

（注）ネットワークの2階層化

従来のアナログ網においては、伝送路コストが大きいことから伝送距離を短くすることによる経済化に重点が置かれたため、ネットワークは「総括局（RC）－中心局（DC）－集中局（TC）－端局（EO）」の4階層で構成され、かつ、多くの斜め回線が設定されるなど複雑な構成となっていた。デジタル網においては、伝送コストの低下に伴い交換コストが相対的に割高になったため、ネットワークは「中継局（ZC）－群局（GC）」のシンプルな2階層構成へと段階的に移行しつつあり、ダイナミックルーティング手法の導入ともあいまってネットワークの効率的運用と管理コストの低減等、全体的なコストの低減化が図られることが期待される。

イ 第二に、サービスの高度化、多様化を大幅に進展させる。従来のアナログ網に比べ通信品質とネットワーク全体の信頼性の向上が期待されるほか、デジタル網を基盤としたISDN化、インテリジェント化の進展によってサービスの統合化、利用者ニーズに応じた柔軟なサービス提供等が促進される。

ウ 第三に、ネットワークインタフェース条件の標準化の進展に伴い、事業者間のネットワーク接続を一層容易にする。長距離系新事業者等のネットワークはほぼ100%デジタル化されているのに対し、NTTのネットワークのデジタル化（注）は、完了に
なお年月を要すると考えられるが、今後、第二種電気通信事業者を含め複数事業者による競争を促進する上で、その基盤的役割を担うNTTネットワークのデジタル化は非常に重要な意味を有する。

（注）NTTの中長期デジタル化計画（平成元年9月）

平成4年度末 県庁所在地級都市間の長距離通信回線のデジタル化完了

平成7年度末 全ての長距離通信回線のデジタル化完了

クロスバ交換機のデジタル市内交換機への更改完了

平成11年度末 電子交換機も含め全ての市内交換機のデジタル化完了

(4) 望ましい電気通信市場の在り方

ア 電気通信市場の現状と問題点及び今後の技術の発展動向を踏まえ、今後の望ましい電気通信市場の在り方を考えると、まず利用者にとっては、料金の低廉化がもたらされること、サービスの高度化・多様化により選択機会の増大がもたらされること、サービスの品質が確保されること、非常災害時の重要通信の確保等通信の公共性が維持されること等が必要である。また、電気通信事業者にとっては、対等な接続が確保されること、競争制限的行為が排除されること、巨大な影響力の不当な行使がなされないこと等、同種のサービスを提供する事業者同士が、対等な条件の下で競争できる環境が整えられる必要がある。さらに、電気通信分野における研究開発、技術革新が一層促進され、我が国としても国際的に十分な貢献を行っていく必要がある。

イ 現状のように、独占的な市内通信網を営む事業者が、同時に長距離通信分野等の競争的分野でサービスを提供し、あるいはその排他的影響力を行使する可能性を有し続けることは、市場を歪め、結果的に国民利用者の利益を阻害するおそれが非常に強い。

したがって、電気通信事業者間における公正有効競争条件を確保することによって、現実の競争が、各事業者の効率的な経営や技術革新の成果の還元を通じて、目に見える形で国民利用者の利益の増進につながるものとする必要がある。また、NTTの巨大・独占性の弊害についても、除去することが必要である。

ウ 以上を踏まえると、今後の具体的な市場の姿としては、

(ア) 独占的分野である市内通信市場と他の競争的市場とを構造的に区分することが望ましく、NTTの市内通信部門と競争的サービスを提供する部門とを分離し、競争的サービスを提供する部門を新事業者と同様の位置づけとする措置、方策を講ぜざるを得ないと考えられる。この場合、実施すべき時期については、ネットワーク構造の変化を十分考慮する必要がある。

(イ) 市内通信部門については、市内通話が個人や一般家庭の日常生活に欠かせないものであること、市内通信網はほとんどの電気通信事業者から利用者へのアクセス手段となる基盤的なネットワークであることから、その巨大・独占性の弊害を除去し、経営効率化及び技術革新を促進するための措置、方策を講ずることが必要である。

(4) NTTの市内通信部門と競争的サービスを提供する部門とが分離された場合でも、経済社会活動に不可欠なインフラストラクチャとしての電気通信の公共性は、総体として維持される必要がある。通信の秘密の保護、重要通信の確保等については、電気通信事業法の規定が分離後の各部門に対しても引き続き課されることにより確保される。現在、NTT法により課されている電話サービスの全国あまねく提供の確保等の責務については、独占的にサービスを提供することとなる市内通信部門に引き継ぐ等の措置、方策を講ずる必要がある。

なお、天災、事変その他の非常事態に適切に対応するための通信機能の維持については、今後とも十分な配慮がなされる必要がある。

(5) 今後の行政の在り方

ア 昭和60年の電気通信制度改革においては、全分野へ競争原理を導入するとともに、事業に関する規制も、事業の特性に基づいて、国民利用者の利益の保護・向上を図り公共性を確保するための必要最小限のものとするよう大幅な緩和が行われた。この事業規制の下で、多数の新規参入が行われ、また、料金も全般にわたり着実に低廉化してきている。今後とも、料金の一層の低廉化等を通じて国民利用者の利益の保護・向上を図るという公的規制の原点に立って、事業規制の適正さが確保される必要がある。

イ 望ましい市場構造の実現により、複数事業者の多数のネットワークの接続を通じて、インフラストラクチャとしての重層的なネットワークの形成が期待される。このような体制においては、事業者間の接続の円滑化等、新たな環境下での行政の充実を図るとともに、事業者のネットワーク計画に配慮しつつ、我が国のネットワークの在り方等について、長期的視点に立った通信政策を推進していくことが必要である。

ウ また、多数の事業者が必要かつ正確な情報を得ることにより、事業活動の不確実性を減少させ、効率性を向上させるとともに、技術革新にも積極的に取り組めるよう、電気通信事業に関連する情報の整備と公開の促進、利用者、事業者等を含めた形での長期ビジョンの作成等を通じて、より透明性の高い行政を展開する必要がある。

3 講ずるべき措置、方策等の在り方

(1) 講ずるべき措置、方策

国民利用者の利益の最大限の増進を図るため、NTTの巨大・独占性の弊害を除去するとともに、電気通信市場における構造上の問題（独占的分野と競争的分野の一体的経営）を解消し、NTTの経営の向上と公正有効競争の実現を図る観点から、以下の措置、方策を講ずることが望ましい。

- ① 長距離通信業務を市内通信部門から完全分離した上で、完全民営化する。
- ② 市内通信会社の在り方は今後の検討課題であるが、当面1社とする。
- ③ 移動体通信業務をNTTから分離した上で、完全民営化する。
- ④ 業務分離の円滑な実施等のための所要の措置を講ずる。
- ⑤ 以上の措置は、株主、債権者の権利確保に十分配慮しつつ行う。

(2) 実施時期

ア 長距離通信業務の分離

長距離通信業務の完全分離は、①市内通信網との円滑な接続を確保する上で、将来のネットワークの発展のために不可欠なデジタル網の骨格の完成を待って行うことが適当であること、②分離後の両社間の分取に必要なIGS（相互接続用関門交換機）の多くがデジタル交換機のソフトウェア変更で代替可能となるため、再編成に多額のコストを要しなくなること等の理由から、デジタル網の骨格が完成（長距離通信回線のデジタル化が完了）する時期（現在のNTTの「中長期デジタル化計画」では平成7年度）を目途として実施する。

イ 移動体通信業務の分離

移動体通信業務の分離は、同業務にかかる設備がネットワーク構成上独立した形態

となっており、早期に実施することが容易であるため、一両年内を目途に速やかに実施する。

(3) 新しい市場におけるNTTの姿

長距離通信業務と移動体通信業務を独占性の強い市内通信網から分離することによって、市場における構造上の問題が解消され、公正有効競争条件が確保された活力に満ちた新しい市場が形成される。その中でのNTTの新しい姿は次のようになる。

ア 長距離通信市場における新NTT

- (7) 長距離通信業務が市内通信網と完全分離されることによって、公正有効競争が行われ得る市場構造が実現される。その結果、完全分離された後の長距離通信を運営する会社（以下「長距離通信会社」という。）の経営効率化が図られ、料金の低廉化、サービスの高度化・多様化等、市場の活性化が期待できる。
- (4) 長距離通信会社は、現在の長距離通信系新事業者と市場構造の上で同等の条件下で事業を行うこととなる。役員のリク、100%の外資制限、政府株保有義務等、従来の特殊会社としての規制が撤廃され、新事業者とは法制度上も同一の扱ひとなる。
- (5) この結果、純粹の民間会社として、いわゆるエクイティ・ファイナンスの実現に見られる資金調達の自由化をはじめ、従来に比べ自由な事業運営が可能となり、効率的かつ活力のある企業体となることが期待できる。

イ 市内通信市場における新NTT

- (7) 市内通信網の巨大・独占性の弊害の除去及び国土の多様性の観点からすれば、市内通信を運営する会社（以下「市内通信会社」という。）を1社とすることは有効な方策とは必ずしも言えない。JR各社や電力会社間に見られるように競争意識の存在が、経営を有効に刺激することも考えられるし、また、適正管理規模の観点からも、複數に再編成することは引き続き検討すべき課題である。しかし、市場の特異な構造を解消することが市場の公正化・活性化にとって喫緊の課題であること、長距離通信業務分離後の地域別の収支見通しや、電話サービスの料金の地域差がど

の程度生じ得るのかが不明確であること等の理由から、市内通信会社は当面1社とする。

(イ) 市内通信会社は、ほとんどの電気通信事業者が依存せざるを得ない基盤的な市内通信網を運営し、他の電気通信事業者にとっていわゆるボトルネックに当たるとともに、一社体制の下で極めて独占性の強い事業体になると考えられ、その意味で一般の電気通信事業者に比してより高い公共性の発揮が期待されよう。したがって、市内通信会社については、現行のNTTに課せられている特殊会社としての規制を継続し、その適正な運営を確保することが適当である。また、市内通信網の近代化に専念できることによって、従来より効率的な経営体となることが期待され、経営効率化に向けての徹底した努力が求められる。

(ロ) 市内通信会社は、市内通信網からの料金収入と市内通信網を利用する他の電気通信事業者を通じての料金収入によって、引き続き安定的な収入を確保し得ることとなる。また、市内通信会社は、NTTの所有するNTTデータ通信網、分離された後の移動体通信を運営する会社（以下「移動体通信会社」という。）等子会社の株式または株式の売却益を承継することとなるが、これら株式の売却益により積極的に債務の償還を行い、財務体質を強化するとともに、研究開発等将来の技術基盤の確立にも対応していくことが可能となる。

(ハ) 市内通信会社の経営効率化に資するよう、現在の政府による株式保有義務を前提としたエクイティ・ファイナンスの実現や、市場の一層の開放のため単なる資産運用目的での外国人による株式保有に途を開くこと等について、積極的に検討することが望ましい。

(ニ) 市内通信会社は、巨大・独占性の弊害の除去、地域志向性の促進や比較競争を通じた経営効率化を可能な限り実現するための措置として、地域事業部制の徹底（分社化を含む。）及び地域事業部別収支状況の定期的な開示について、今後、積極的な対応を図ることが必要である。

ウ 市内通信会社と長距離通信会社の関係

(7) 長距離通信業務の分離は、性格の異なる市場に対応して経営主体を分けることによって、公正有効競争の実現を図り、競争の活性化を通じて市場全体の効率化、活性化に資そうとするものである。このような公正有効競争条件の整備という観点を

踏まえれば、市内通信会社が長距離通信会社と他の事業者を公正に扱うことを担保するため、市内通信会社と長距離通信会社との間の資本的関係を切り離し完全分離することが必要である。

- (イ) 市内通信会社と長距離通信会社が扱うことのできる通信の範囲（業務範囲）については、通信の利用実態、両社の事業の将来性、デジタル化による将来のネットワーク構成の変化等の要素を考慮に入れて、長距離通信会社の業務範囲を概ね県間通信とすることを基本とし、細部については、今後、より具体的に検討を行っていくことが必要である。

(注) NTTのネットワーク構成は、デジタル化の進展に伴って、2階層（中継局：ZC (Zone Center) 及び群局：GC (Group unit Center))へ移行していくことが予定されている。このうち、中継局（ZC）は54、すなわち、県にほぼ1つ設置することが予定されており、この中継局を市内通信会社と長距離通信会社の接続点の基本とすることが妥当と考えられる。

- (ウ) 長距離通信業務の分離の目的から、分離後、市内通信会社が長距離通信分野へ進出すること、あるいは、長距離通信会社が市内通信分野へ進出することについては、原則として否定的に考えるべきである。

エ 移動体通信市場における新NTT

- (ア) 移動体通信業務が市内通信網と分離されることによって、移動体通信分野において公正有効競争が行われ得る市場構造が実現される。その結果、本市場での競争の一層の促進と市場の活性化が期待できる。
- (イ) 移動体通信会社は、現在の移動体系新事業者と市場構造の上で同等の条件下で事業を行うこととなることから、長距離通信会社と同じく、特殊会社としての規制を受けず、他の移動体系新事業者と同様に、より自由な事業運営をなし得る純粋の民間会社となる。
- (ウ) 公正有効競争の観点から、NTTが取得する移動体通信会社の株式は、上場以降に市場において逐次売却し、できるだけ速やかにNTTの出資比率を低下させることが望ましい。

(イ) 移動体通信会社は、現在NTTが行っている自動車電話（携帯電話を含む。）業務、船舶電話業務、無線呼出業務を統合的に承継することとなる。この分野の将来の成長性に着目して、移動体通信会社においては、NTT本体の合理化にも資する方向で経営が行われるよう考慮されることが望ましい。

オ 研究開発体制

(ア) 電気通信産業は、技術依存度が高く、かつその技術が先端的で他の産業への波及効果も大きいことから、世界的にも21世紀の戦略産業として位置づけられており、国際的な貢献を図る観点からも、現在の我が国の研究開発レベルを維持強化していくことが肝要である。

(イ) 現在のNTTの研究所においては、NTTの各事業部に共通の基礎的・基盤的研究が実施されている。さらに、現在実用化に向けて世界的な開発研究が行われているATMやインテリジェントネットワークのような大型プロジェクトに関しては、国際的に貢献できる体制が必要である。このため、当面は一体的に運営することが望ましいと考えられる。

(ロ) 研究所を一体的に承継する会社としては、サービス提供と研究開発の密接な関係を確保することが望ましいこと、今後加入者系の技術革新（市内交換機の高度化、加入者回線の広帯域デジタル化等）がサービス面でもコスト削減の面でも重要であること、設備規模及び売上高規模の相違等を考慮すると、市内通信会社とすることが望ましいと考えられる。また、特殊会社である市内通信会社であれば、現在NTT法により定められている研究に関する責務の承継も円滑に行われ得る。

(ハ) 再編成後の研究所等の費用負担については、当面、基礎的・基盤的な共通の研究開発費は分離後のNTT各社が分担し、個別の研究開発費は各社が個別に負担することにより賄っていくことが適当と考えられる。

(ニ) また、長期的な視点に立って、我が国の経済社会の進展の要といえる電気通信の発展を図るためには、国の研究所の充実強化を図るとともに、大学、新事業者、製造業者等を含む我が国全体としての研究開発活動を維持強化する総合的な研究開発体制を早急に確立する必要がある。

(4) 国民利用者にとっての効果

ア 長距離通信市場における競争が進む結果、新事業者をも含め、本市場における料金の低廉化、サービスの高度化・多様化の一層の促進、利用者の選択範囲の大幅な拡大が期待できる。とりわけ、技術革新、デジタル化の進展によるコスト低減を背景とした長距離通信料金の大幅な低廉化により、遠近格差の是正が図られ、地域間情報格差の是正、地域振興にも寄与することが期待される。

イ 移動体通信市場においても、長距離通信市場と同様の効果が期待できるほか、サービスの普及拡大、携帯電話等移動端末の普及による通信のパーソナル化の実現、デジタル化による信頼性の向上、サービス提供の広域化などが期待される。

ウ 市内通信会社は、市内通信網からの料金収入と市内通信網を利用する他の電気通信事業者を通じての料金収入によって、引き続き安定的な収入を確保するとともに、研究所を承継して高い技術開発力を有することとなることから、市内交換機のデジタル化、ネットワークの高度化、インテリジェント化が促進され、国民利用者のニーズに対応したきめの細かいサービス提供、多様な料金設定等が実現し、利用者の選択の幅が著しく拡大することが期待できる。また、効率的な経営を進めることにより、国民利用者の便益の向上に寄与することが期待される。

エ 市内通信会社、長距離通信会社及び移動体通信会社は、その他の電気通信事業者と同様に、電気通信事業法に基づき公共的な責務を担うこととなるほか、他の電気通信事業者に対し基盤的な役割を果たす市内通信会社は、さらに特殊会社として、従来NTTが果たしてきた公共的な役割（電話サービスの全国あまねく確保、福祉対策、災害対策等）を承継していくことから、電気通信全体の公共性は維持される。

(5) 株主、債権者の権利の確保

ア NTTには、現在約160万人の株主と多数の債権者が存在する。NTTの長距離通信業務の分離については、これら株主、債権者の権利に十分配慮して検討、実施する必要があり、次のような手順によって行うことが適当である。

イ NTTの長距離通信業務の分離までの手順

(7) NTTが、現物出資して長距離通信会社を設立する（あるいはNTTが長距離通信会社を設立し、これに対して営業の譲渡を行う）。

これにより、NTTは市内通信会社となり、譲渡した資産に代えて、長距離通信会社の株式を100%取得する。この際、従来のNTT株式は市内通信会社の株式となる。

(イ) 市内通信会社は保有する長距離通信会社の全株式を処分し、完全分離を実現する。

(ロ) 株式の処分方法は、売却によって売却益を現金で株主に還元するよりは、所要の措置を講じ、株式現物を一定の割合で株主に無償で交付する方が、株主の権利の確保に適するものと考えられる。

(ハ) 長距離通信会社株式の市場における売買を可能とするため、その交付は上場を前提とする。また、株主の利益を考慮すると、長距離通信会社の株式の処分は、その設立と同時か、少なくともそれとできるだけ接着した時期であることが望ましい。したがって、上場の基準等に特例を設けることについて検討する必要がある。

(ニ) 営業譲渡の際、既存の債務の一部については、各債権者の同意のもとに、承継する資産とのバランスをとって長距離通信会社に承継する。

(ホ) なお、分離を円滑に進めるため、課税上の特例措置を講ずることについても検討する必要がある。

ウ 以上の手順によれば、株主は、従来のNTT株式に加え、長距離通信会社の株式を与えられ、かつその流通性が確保されることから、株式の財産的価値は全体として減少せず、株主の権利は確保されることになる。また、債権者の同意の下に、資産と適正なバランスをとって債務が承継されることにより、債権者の権利確保も可能となる。

(6) その他講ずるべき主要な措置、方策について

ア 端末機器販売業務等について

(7) 端末機器販売業務

NTTの端末機器販売業務については、第一種電気通信事業者としての優越的地位を利用した営業活動の事例が指摘されている。

この部門の分離は、こうした指摘に対する有効な方策であるが、ネットワーク事業者が端末機器を一体的に提供することの利用者の利便の問題、ネットワーク機能と端末機器の一体的な研究開発力の問題、NTT支店等を販売店として活用することの適否の問題等、更に検討を要する事項が多いことから、当面は、引き続き公正有効競争確保のための措置を講ずることが適当である。

(4) 衛星通信業務

NTTの衛星通信業務については、地上系サービスとの内部相互補助のおそれが指摘されている。

しかし、NTTの現在の衛星利用は、自社の地上系ネットワークの補完的利用を中心としていることから、当面は、公正有効競争の整備を図るため、地上系サービスとの収支分計の明確化等の措置を講ずることとし、将来NTTが本格的に商用衛星通信サービスを実施する場合には、当該業務部門の分離について検討を行うことが適当である。

(7) 保守部門

NTTの保守部門については、技術革新により機器、システムが一層高度化し、通信の安全・信頼性に対する利用者の期待も高まっている中で、ますます効率的かつ高水準のものであることが要求される。

保守部門の在り方は、利用者へのサービスの質や故障時の対応と直結するため、分離については慎重な検討が必要である。したがって、当面は、一層の効率化の推進や保守水準の向上の観点から、必要な措置を検討することが適当である。

イ 業務の分離に向けて講ずるべき措置、方策

長距離通信業務、移動体通信業務の分離を円滑に行うために、また、それまでの間においても可能な限り経営を効率化し、公正有効競争条件の確保等を図るために、以

下の措置、方策を講ずることが必要である。

また、(イ)以下の項目のうち、該当するものについては、市内通信会社においても引き続き措置、方策を講じていくことが必要である。

(7) 分離の実施計画の策定等

政府は、当事者であるNTTの協力を得て、資産の配分、要員の割り振り、分離時の資本及び負債の比率、各業務の帰属・分担等を内容とする再編成計画案を早期に策定すべきである。

なお、政府は、再編成計画案を策定する過程において、策定作業の着実な推進と再編成計画案の客観性を担保できるよう、所要の手続を踏むことが望ましい。

(イ) 事業部制の徹底

NTTは、独立採算制の徹底、業績評価システムの徹底、大幅な権限委譲等事業部制の徹底を図る必要がある。市内通信業務・長距離通信業務別の事業部制の導入、徹底は、上場を早期に達成するためにも不可欠である。

市内通信部門については、地域に密着した経営を図り、地域ニーズに合ったサービスの提供を可能とするため、地域別の事業部制を徹底（分社化を含む。）する必要がある。

また、NTTは、これらの各事業部別の毎年度の収支を明らかにすべきである。

(ウ) 長期合理化計画の作成・公開

NTTは、長期的な要員削減、それによるコスト削減効果等を含む長期合理化計画を作成、公表し、それを着実に実施することが必要である。

(エ) デジタル化の前倒し

NTTは、「中長期デジタル化計画」において、平成7年度末までにデジタル化の骨格を完成し、平成11年度までにデジタル化を完了するとしているが、近年の技術革新によって機器の単位コストが大幅に低下し、設備投資額が横這いになっているのに対し、減価償却費等の自己資金は平均法定耐用年数の短縮化等により増大し、設備投資額を上回る状況にある。したがって、NTTは、これら自己資金の性格を十分考慮しつつ、可能な限りこの計画の前倒し実施に努める必要がある。

(オ) 接続の円滑化等

NTTは、市内交換機のID化促進、POI設置の円滑化等新事業者等との接続の円滑化を更に推進する必要がある。

また、ネットワークのデジタル化、ISDN化、インテリジェント化が進展するのに伴い、事業者の競争環境にも様々な変化が生じてくることが予想され、NTTのネットワークはNTTだけの言わば「閉じられたネットワーク」でなく、その他の電気通信事業者も対等な条件で利用できる「オープンなネットワーク」であるべきであるという観点から、政府としても、今後具体的な政策的措置を講じていく必要がある。

(カ) 内部相互補助の防止

NTTは、市内外収支をはじめ、電話サービスの細目を分計・開示すること等により内部相互補助の防止の徹底を図る必要がある。また、各事業部間の取引条件を開示するとともに、その条件を新事業者等にも適用し、平等な取引条件となるよう措置する必要がある。

(キ) 情報流用の防止

市内通信網との接続交渉等を通じて得た新事業者等の営業に係る情報の、市内通信部門からその他の事業部門（分離子会社を含む。）への流用防止策について、速やかに適正な措置を講ずるとともに、その内容を明らかにすべきである。

(ク) 情報の積極的開示

NTTは、MA（単位料金区域）間のトラヒック情報等の基本的なネットワーク情報、技術情報等公正有効競争上不可欠な情報を積極的に開示する必要がある。

(ケ) 子会社等に関するガイドラインの作成

政府は、臨調答申の趣旨に沿って、経営合理化推進の観点から投資の自由が認められた経緯にかんがみ、投資の採算性、合理化への貢献、既存業界への影響、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から、NTTと子会社等との間における人的交流、取引関係の明確化など、より透明な投資活動とするため、子会社等に関するガイドラインを作成し、既存の子会社等についても見直しを行うべきである。

(コ) 研究開発成果の普及等

NTTは、研究開発成果の普及に積極的に努めるとともに、研究開発の推進に当たって、他の事業者、製造業者、利用者等関係者の意見を十分反映できる仕組みを検討する必要がある。また、標準化活動についても積極的な寄与が望まれる。

政府も、研究開発成果の公開、外販基準の明確化等の透明性を確保する仕組みを作ること等により、成果の普及を実効的なものとする方策を検討する必要がある。

(サ) 重要通信の確保

経済社会活動の進展に伴い、通信の安全・信頼性を確保することの重要性が一段と高まってきている今日状況にかんがみ、非常・災害時の通信の輻輳・途絶を最小限のものとし、また、公的機関の優先利用を確保する等通信の安定的確保を図るため、政府は、電気通信事業者による中央安全センタの設立等の施策を講ずることについて検討する必要がある。

4 おわりに

以上が、「今後の電気通信産業の在り方」の審議を含め、NTT民営化後の実態を踏まえ2年間にわたる検討を経て得たNTTの改革方策であり、21世紀の高度情報社会の実現に向けて、国民利用者の利益の最大限の増進、我が国の電気通信全体の均衡ある発展のために、着実に実施される必要があると考える。その際特に、電気通信分野における研究開発能力の一層の向上が図られるよう十分な配慮がなされる必要がある。

政府は、当審議会の答申に沿い、NTT改革の実施に向けて早急に取り組むべきであり、再編成計画案の策定等の検討作業を直ちに開始すべきである。

この改革の円滑な実施には、我が国の電気通信産業を担う基幹的事業者としてのNTT自身の積極的な対応が必要なことはもちろんであるが、国民利用者、他の電気通信事業者、NTTの株主、債権者等関係者の協力が不可欠であるので、政府は、改革の必要性について、これら関係者の十分な理解が得られるよう努めるべきである。

資料編

目次

		<目次>
資料1	電気通信審議会委員名簿	25
資料2	「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき 講ずべき措置、方策等の在り方」諮問書	26
資料3	電気通信審議会審議状況	27
資料4	電気通信審議会の構成	28
資料5	日本電信電話株式会社法（抄）	28
資料6	NTTの在り方に関する意見・要望	29
資料7	NTTと新事業者等の相互関係	42
資料8	市内交換機の都道府県別デジタル化率（NTT）	43
	（デジタル化端子率順）	
資料9	ネットワークの進展	44
資料10	長距離通信会社・市内通信会社のイメージ	45
資料11	長距離通信会社・市内通信会社の経営見通し	46
	（平成7年度末）	

<資料1>

電気通信審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

会 長	豊 田 英 二	(トヨタ自動車株式会社会長)
会長代理	曾 山 克 巳	(日本電気システム建設株式会社相談役)
委 員	○新 井 明	(株式会社日本経済新聞社社長)
同	○飯 島 清	(評論家)
同	○伊 東 光 晴	(京都大学経済学部長)
同	○猪 瀬 博	(学術情報センター所長)
同	○金 岡 幸 二	(社団法人日本情報通信振興協会常任理事)
同	○香 西 泰	(社団法人日本経済研究センター理事長)
同	○五 代 利矢子	(評論家)
同	近 藤 隆 之	(公営企業金融公庫総裁)
同	今 野 由 梨	(株式会社生活科学研究所社長)
同	酒 井 守	(株式会社日本長期信用銀行会長)
同	○下河辺 淳	(総合研究開発機構理事長)
同	浜 脇 洋 二	(ピー・エム・ダブリュー株式会社会長)
同	○平 山 博	(早稲田大学理工学部長)
同	○藤 木 栄	(財団法人移動無線センター会長)
同	朴 木 實	(キャプテンサービス株式会社社長)
同	○松 下 満 雄	(東京大学法学部教授)
同	三 田 勝 茂	(株式会社日立製作所社長)
同	○三 富 啓 亘	(日本エヌ・シー・アール株式会社相談役)
同	○渡 辺 文 夫	(日本航空株式会社会長)
同	○藁 科 満 治	(日本労働組合総連合会会長代行)

(注) ○印は、NTTの在り方に関する特別部会所属の委員
(部会長は渡辺委員、部会長代理は伊東委員)

NTTの在り方に関する特別部会所属の専門委員は次のとおり。

専門委員	岩 原 紳 作	(東京大学法学部助教授)
同	直 江 重 彦	(京都大学経済学部講師)
同	舟 田 正 之	(立教大学法学部教授)

<資料2>

「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方」諮問書

諮問第71号
平成元年10月2日

電気通信審議会
会長 豊田英二 殿

郵政大臣 大石千八

諮 問 書

日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方について
諮問する。

(諮問理由)

昭和60年4月に日本電信電話株式会社法が施行され、日本電信電話株式会社が発足して
以来約4年6か月を経過した今日、新規参入電気通信事業者の出現等同社を取り巻く環境
は変化しつつあるところである。

同法附則第2条は、同法の施行の状況及び施行後の諸事情の変化等を勘案して日本電信
電話株式会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずべきこ
とを規定しているが、その期限が平成2年3月末に到来することとなる。

よって、昭和63年3月18日に電気通信審議会に諮問した「今後の電気通信産業の在り方」
についての中問答申を踏まえつつ、同条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方につい
て審議を求める。

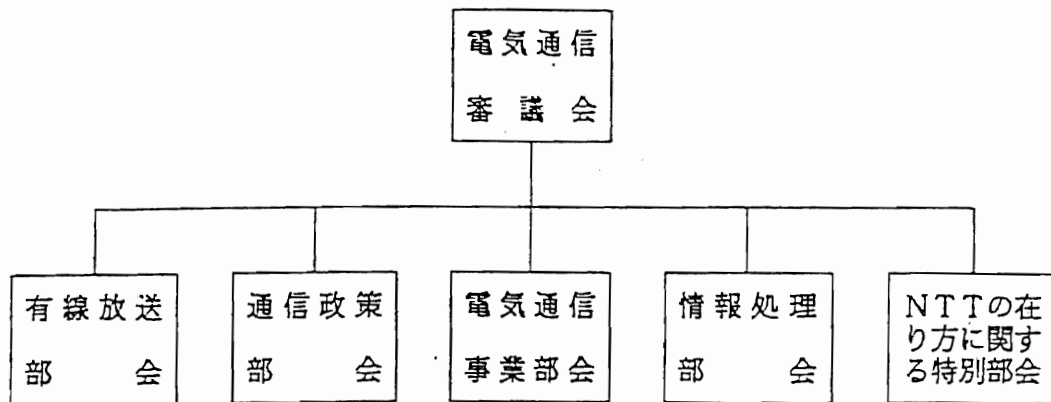
電気通信審議会 審議状況

区 分	年 月 日	審 議 内 容
電気通信審議会	平成元年 10月2日	「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方」諮問
特別部 会	第1回 10月23日	「今後の電気通信産業の在り方」中間答申について 今後の進め方について
電気通信審議会	11月9日	NTTの在り方に関する特別部会報告及び審議
NTTの 在り方 に関する 特別部 会	第2回 11月20日	関係者からの意見聴取(1) ・長距離系新事業者 ・自動車電話系新事業者 ・国際電信電話㈱ ・衛星系新事業者 ・㈱日本情報通信振興協会
	第3回 12月11日	関係者からの意見聴取(2) ・日本電信電話㈱(第1回) ・主婦連合会 ・臨調関係者
	第4回 12月18日	専門委員報告(1) NTTの在り方に関する各界の意見について
	第5回 12月25日	関係者からの意見聴取(3) ・日本電信電話㈱(第2回)
	第6回 平成2年 1月8日	関係者の意見・要望について NTTの現状及び問題点について 今後の検討の方向について
	第7回 1月17日	現行組織形態のままとする場合の改善措置について 個別業務の分離について
	第8回 1月22日	組織再編成について(1) 専門委員報告(2)
	第9回 1月29日	組織再編成について(2)
	電気通信審議会	1月30日
特別部 会	第10回 2月5日	特別部会における主な意見について 講ずるべき措置、方策等について
電気通信審議会	2月13日	NTTの在り方に関する特別部会報告及び審議
特別部 会	第11回 2月19日	答申(案)について
	第12回 2月28日	答申(案)について
電気通信審議会	3月2日	答申

<資料4>

電気通信審議会の構成

(平成2年3月現在)



<資料5>

日本電信電話株式会社法(抄)

(目的及び事業)

第1条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、国内電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、これに附帯する業務及び郵政大臣の認可を受けて、その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、同項の事業に附帯する業務に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

(責務)

第2条 会社は、前条の事業を営むに当たっては、常に經營が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で公平に提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会經濟の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

附 則

(会社の在り方の検討)

第2条 政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<資料6>

NTTの在り方に関する意見・要望

第1 関係者の意見・要望の調査方法

- 1 NTTの在り方に関する特別部会における意見・要望の聴取
- 2 NTTの在り方に関する特別部会事務局における意見・要望の聴取
- 3 文書による意見・要望の照会等

第2 調査の実施期間

- 1 特別部会による意見聴取 平成元年11月20日～12月25日
- 2 事務局による意見聴取 平成元年11月2日～12月22日
- 3 文書照会等 平成元年11月17日～12月31日

第3 対象者(合計832社・団体)

特別部会 (12)	関係団体等 (3)	主婦連合会 ④日本情報通信振興協会	臨調関係者
	第一種事業者 (9)	日本電信電話④(2回) 長距離系新事業者(3) 衛星系新事業者(2)	国際電信電話④ 自動車電話系新事業者(2)
事務局 (15)	関係団体 (7)	④日本新聞協会 通信機械工業会 ④全国電話設備協会 テレメッセージ懇話会	④日本民間放送連盟 ④電信電話技術委員会 ④特別第二種電気通信事業者協会
	第一種事業者 (8)	地域系新事業者(5) 東京湾マリネット④	国際系新事業者(2)
文書照会 (805)	関係団体 (16)	全国消費者団体連絡会 ④経済団体連合会 日本商工会議所 ④関西経済連合会 ④九州・山口経済連合会 通信電線線材協会 ④日本データ通信協会 ④日本CATV連盟	日本生活協同組合連合会 ④経済同友会 日本経営者団体連盟 中部経済連合会 東北経済連合会 ④日本有線放送電話協会 ④電信電話工事協会 ④電気通信事業者協会
	第一種事業者 (10)	地域系新事業者(2) その他(2)	自動車電話系新事業者(8)
	第二種事業者 (779)	特別第二種電気通信事業者(27) 一般第二種電気通信事業者(752)	

(注) 文書照会は、合計805社・団体中、144社・団体から回答(回答率18%)

I 経営の効率化

	NTTの意見	関係者の意見	中間答申
1 経営全般	<p>以下の経営改善策に積極的に取り組んで行く</p> <p>(1)業務改善施策の徹底的推進による人員の流動と削減（広域集約化、自動化、組織の簡素化等）</p> <p>(2)業務改善運動の徹底（増収施策の強化と全社的業務見直し）</p> <p>(3)新規事業の積極的展開と経営の多角化</p> <p>(4)資金調達が多様化と低コスト化（金融費用の低減、エクイティ・ファイナンスの実施のため株政府保有条項の見直し、株外資解禁）</p>	<p>(1)管理規模上の問題〔巨大性から意思疎通は必ずしも良くなく、レスポンスが遅い自己保身、過剰な反応から折衝が長期化〕がある</p> <p>(2)中央指向である限り地方でのサービス開発は現実のものとはなりにくい</p> <p>(3)NTTは料金値下げ等いつも言われてからやるが、言われる前にやるのが経営である</p>	<p>(1)人件費額は約2兆円、年々増加する傾向にある（P199）</p> <p>(2)総費用人件費率は上昇傾向にある（P200）</p> <p>(3)徹底した事業部制の導入を図る（P207）</p> <p>(4)組織の巨大性から現状では経営管理規模の問題が十分克服されたとは言いがたい状況である（P205）</p> <p>(5)巨額の設備投資や資材調達を背景に巨大な購買力を有する（P206）</p> <p>(6)株政府保有義務、外資規制は、組織再編成の諸形態に応じてNTTが果たすべき役割を踏まえつつ判断されるべき問題と考えられる（P272）</p>
2 効率化	<p>(1)5年間で23万人体制を目指す（63年度末27万7千人）</p> <p>(2)人員削減は、単純な自然減によるものではなく、積極的な退職勧奨、思い切った採用の抑制、子会社への出向などのほか業務の集約、配置転換など業務の合理化を推進することにより達成したもの</p> <p>(3)最初に確保すべき経常利益水準を決めておいて、それ以上利益がでないという考えは持っていない</p>	<p>(1)合理化推進によるコスト低減を図り、接続関係費用の低廉化を期待する</p> <p>(2)職員減は、自然退職と出向のみで、人件費が上昇するなど経営の効率化は不十分である</p>	<p>(1)NTTは、長期的要員削減計画を含む長期合理化計画を作成し公開する（P207）</p> <p>(2)勤務時間は他産業と比べ著しく短い（P201）</p> <p>(3)要員削減は自然減の数と同じである（P203）</p> <p>(4)NTTは、適正経常利益4,000億円確保という経営方針について合理的な理由を対外的に明らかにする必要がある（P207）</p>
3 生産性	<p>(1)生産性を評価する尺度は種々あり、また業種業態によって状況が異なる</p> <p>(2)民営化後、年7%の割合で生産性が向上（1人当たり加入数、売上高）している</p> <p>(3)諸外国の通信事業者と比較すると生産性は高い（同上）</p>	<p>(1)生産性は極めて低く、ユーザから見ると料金・サービスが劣っていることと同じである</p>	<p>(1)1人当たり売上高は他企業比べて低く、従業員数が相対的に多いことが示唆されている（P198）</p>

	NTTの意見	関係者の意見	中間答申
4 子 会 社 等	<p>(1)子会社等は63年度決算では全体として黒字である赤字会社も逐次黒字転換の見込みである</p> <p>(2)出向者数 3,600人。在籍出向といえども子会社等で給与等の負担を行っているので、転籍出向と何ら変わらない</p> <p>(3)他企業においても出向者の約9割は在籍出向である</p> <p>(4)設立にあたっては既存業界の秩序を乱すことのないよう十分配慮している所である</p>	<p>(1)NTTは子会社等の事業展開にあたっては既存の民間企業を不当に圧迫することのないよう、進出分野、態様等について引き続き十分配慮することが必要である</p>	<p>(1)54%が赤字会社で、採算性について必ずしも十分な見通しが立っていないものがある (P203)</p> <p>(2)国は、子会社設立等のガイドラインを作成し、NTT本体における経営効率化推進に役立てるとともに、既に設立されたものについても同様な観点からの見直しについて検討を行う (P207)</p>
5 労 使 関 係	<p>(1)経営協議会の性格は、あくまで労使の相互理解と意思疎通を図るためのものである</p> <p>(2)「経営上のあらゆる問題、場合によっては人事まで話し合っていて決めていく」というのは全く事実と反するものである</p>	<p>(1)経営協議会の存在が問題である</p> <p>(2)公社時代から組合活動が活発で、職員のために事業がなされているようで、一般企業から考えると独占にあぐらをかいだマンモス企業と見える</p> <p>(3)330名の地方兼職議員の存在が問題である</p>	<p>(1)労使は、NTTの一層の経営効率化に向けての努力を不断に続けることが求められている (P204)</p> <p>(2)NTTは、労使関係について、民営化後の協約等が経営効率化にどのような影響を及ぼしているかを明確にする (P207)</p>

II 公正有効競争の実現

	NTTの意見	関係者の意見	中間答申
1 基 本 的 視 点	<p>(公正な電気通信市場の形成への取組の考え方)</p> <p>公正競争基盤の整備のため、今後も積極的に各種施策を推進することとするが、他方で料金値下げ、デジタル網の早期構築、有利子負債の借り減らし施策との整合性等についても十分配慮しつつ実施していく</p>	<p>(市場の実態)</p> <p>(1)NCC等競争体はあっても、すべてNTTに依存する体制であり、NTTによる事実上の独占体制である</p> <p>(2)全国網を有するNTTは依然独占の状態にある</p> <p>(3)NTTは、1社であらゆる分野のサービスを提供し、それぞれ支配的地位にあり、また、ネットワーク、技術等は公的独占時代に築いた国民共有の財産である公正有効競争基盤の整備にあたってはNCCを単なる競争者としてみるのではなく、そのような自らの立場</p>	<p>(我が国の電気通信市場構造)</p> <p>(1)NTTと新事業者の競争条件が構造上同一でないという点で特異なものとなっている (P208)</p> <p>①市内網はボトルネック独占の状態にあり、新事業者は競争相手であるNTTの市内網に依存せざるを得ない</p> <p>②NTTは100年以上にわたる法的独占経営の下で、高い研究開発力、人的資源、技術情報等を蓄積してきたが、新事業者にはこのような蓄積はない</p> <p>③NTTは1社であらゆるサービスを提供しておりかつそれ</p>

	NTTの意見	関係者の意見	中間答申
1 基 本 統 的 視 点		を自覚しつつ今後の運営にあたってもらいたい (4)現状以上のNTTへの市場集中は避けるべきである	ぞれの分野で独占的な地位を占めている (2)新事業者との公正有効競争を確保するため、NTTの市場支配力の抑制、適正化を図る必要がある(P218)
2 I D 化	(1)今後設置予定のPOI所在地MA及び隣接MAについては、NCCのサービス開始時期までに加入者線交換機のID化を図る (2)平成4年度を目途に加入者線交換機のID化を図り平成7年度までに可搬型交換機を含む全ての加入者線交換機のID化を完了するよう推進していく	(1)ID化早期実施のため、デジタル化計画の一層の前倒しが必要である (2)ID化の遅れから、発着異課金の問題がある (3)国際ダイヤル通話を全国どこからでも利用できるように、ID化を更に推進して頂きたい	(1)NTTは、市内交換機のID化、デジタル化の一層の推進を図る必要がある(P214, 216) (2)国としても金融税制上の支援措置を検討すべきである(P214, 216)
3 P O I	(1)設置工事については現在1年3か月程度で実施している。今後は更に2か月程度短縮するよう取り組んでいく (2)設置については、新事業者の要望に沿って局選定及び県内複数設置を実施。今後とも各事業者の事業計画に支障のないよう配慮し、実施していく	(1)POI設置の円滑化(設置箇所の弾力化、設置期間の短縮化等、空管路状況の積極的開示と円滑な借用)が必要である	(1)NTTは、POIの円滑な設置を図るため、各県への複数設置、及び他県POIとの接続を推進する必要がある(P214) (2)POIのNTT局舎外設置やアクセラートの円滑な設定のためのPOI周辺で利用可能なNTTの管路に関する情報の提供について、その措置方を検討する必要がある(P214)
4 ネ オ ッ ト ブ ワ ン 1 性 ク の 確 保	ISDNについては、標準インタフェースの採用およびNTTが保有するネットワーク技術情報の公開等を行って、他の事業者の網と容易に接続できるよう「開かれたインフラストラクチャー」として構築していきたいと考えている	(1)NTTが独占市内網部分を用いて提供する新サービスについて、ネットワークの閉鎖性を排除し、NCCとの接続形態、条件等のオープン性を確保することが必要である (2)我が国でも、米国のONAと同様な措置(独占部門であるNTTの市内網をNTTの他の部門と特二事業者が同等な条件で利用できるような措置)を講じていただきたい (3)NTTは、各種網の構築にあたって開放型の網構築するよう努めるべきである	NTTのISDNは、他の事業者との接続が容易にできるよう「開かれたインフラ」として構築されることが必要であり、ネットワークのオープン性が確保されるべきである(P214)

	NTTの意見	関係者の意見	中間答申
5 内 部 相 互 補 助	新事業者との公正競争条件を確保するため、サービス間の取引関係のあり方を含め、サービス別収支の一層の明確化を図る	(1)内部相互補助の防止（市内外収支の開示と合理的分計基準の確立）を要望する (2)NTTの電話サービス及び衛星通信サービスの収支と他の部門との収支を明確に区分すべきである (3)NTTは独占的な事業部門（市内通信）と他の事業部門とを内部組織として明確に分離するとともに、区分経理を徹底することによって役務別収支を明確にすることが必要である	(1)国は、サービスの種類ごとの収支の分計を明確にし、内部相互補助の防止を一層徹底するため、適正な配賦基準の在り方の検討や開示の充実等を図る必要がある（P219） (2)NTTは、電話サービスにおいてはサービスの細目ごとに収支分計の明確化を図ることが必要である（P219）
6 情 報 流 用 の 防 止	NCCから得た情報については、その内容に即した具体的取扱について、社員教育・訓練の徹底を図るほか、管理体制を強化し、利用の適正化に努める	(1)NTTは、接続交渉を通じてNCCの経営情報を知りうる立場にある。少なくとも内部統制の確立が必要である。抜本的には、組織分離が必要である (2)NTTは、独占的事業部門等において入手した競争事業者の情報の管理を徹底し、同情報が他の事業部門に流用されることのないよう措置すべきである	国は、立法上の問題を含め情報利用の適正化についての措置を検討する必要がある（P220）
7 情 報 の 開 示	(1)情報公開の促進と情報利用の適正化を行う (2)相互接続に必要な技術的条件（インタフェース条件）は、既にCCITT、TTC等の第三者機関において制定され、公開された標準に準拠した方式を採用している。今後とも、NTTが保有する技術的条件の公開を進める	(1)接続に必要なネットワーク情報、技術情報等の開示が必要である (2)NTTの経営情報公開は、まだ不十分である (3)我が国の電気通信事業用設備は、そのほとんどがNTT仕様であり、新規事業者は常にNTTとの接続を前提としたネットワーク構築が必要で、インタフェース条件等の技術情報を「広く早く」公開すべきである (4)NTTは、ネットワーク情報、技術情報、加入者情報等について、セキュリティおよび顧客のプライバシーに関するものを除き開示す	(1)ネットワーク情報については、国は、単位料金区域間通信量、POI周辺の空管路情報等について開示を推進していく必要がある（P221） (2)ネットワークインタフェース条件については、国は次の方策について検討することが必要と考えられる（P221） ①相互接続の円滑化 ②インタフェース条件の標準化の推進方策 ③標準以外のインタフェース条件の事前公表制の導入 ④将来的には、ネットワークインタフェース条件の技術基準化

	NTTの意見	関係者の意見	中間答申
7 情報 の開 示 (続 き)		<p>るとの方針を誠実に実行する必要がある</p> <p>(5)公正有効競争実現のため、新事業者に対するNTTのもつネットワーク情報、技術情報等の積極的な開示が望まれる</p>	
8 そ の 他		<p>(1)イコルフットィングの確保 ダイヤル桁数が同一でないという問題がある</p> <p>(2)キャリアズレートの導入が必要である</p>	<p>(1)優先接続指定制度の導入について検討する必要がある (P224)</p> <p>(2)国は、事業者用料金（キャリアズレート）の導入を推進する必要がある (P223)</p> <p>(3)附帯業務又は子会社等の業務の公正有効競争上の問題点 (P225)</p>

III 研究開発、地域振興等

	NTTの意見	関係者の意見	中間答申
1 研 究 開 発 体 制	<p>(1)大量な研究投資と人材投入などを積極的に行い、関連産業と協調を図りつつ、広く日本の電気通信産業における先導的役割を果たし、国際社会における競争力の維持強化に努める所存である</p> <p>①ネットワークの高度化を支える技術開発の推進</p> <p>②先端・基盤的技術分野の研究強化</p> <p>③国際標準化活動への貢献</p> <p>(2)研究開発費は、研究開発力強化の観点から、今後とも増強を図っていく考えである</p> <p>(3)今後、人件費比率にも配慮しつつ、研究開発要員の増加を図っていくこととする。</p>	<p>(1)基礎研究は大学・官庁に任せればよい</p> <p>(2)研究開発については、国益・世界への貢献という観点から、国が責任をもってやる必要があるのではないか</p> <p>(3)R & D部門を分離して、国家機関に準ずる公共的色彩のものとし、人材面、資金面で「通研」のレベルが落ちないようにするのの一法である</p> <p>(4)NCCとしても、将来的には独自に応用研究ができる体制づくりをしたい</p>	<p>(1)関係者の意見を十分反映できる仕組みを検討する必要がある (P231)</p> <p>(2)デジタル化の早期完成に向けた研究開発を進める必要がある (P232)</p> <p>(3)技術開発力に応じた国際的寄与がなされるよう、研究開発体制を常に見直す必要がある (P232)</p> <p>(4)国による研究開発計画の策定及び総合的研究開発体制の整備を行う必要がある (P232)</p> <p>(5)新事業者の研究開発の支援方策について検討する必要がある (P232)</p>
2 研 究 開 発 成 果 の 普 及	<p>(1)研究開発成果については、NTTの成果を広く社会一般にご利用頂く観点から、論文、学会発表、技術情報機関誌、報道発表、NTT主催のシン</p>	<p>(1)技術開示は極力無料とすべきである</p> <p>(2)研究開発成果の開示が遅いのでもっと早く広く開示されることを希望する</p>	<p>(1)国は、現在NTTが保有している研究開発成果について、公開、外販基準の明確化等の透明性を確保する仕組みをつくること等により、その普及</p>

	NTTの意見	関係者の意見	中間答申
2 研究 開発 成果 の 普 及 (<u>続き</u>)	<p>ポジウム等を通じて公開してきているところである</p> <p>(2)技術情報は、お客様のプライバシーに関する技術やセキュリティ等の問題が生じる恐れのあるものを除き原則開示としている</p> <p>(3)外販、ソフト使用許諾、技術移転等については、窓口を定め迅速に開示手続きを進めており、今後とも前広な公開に努めていく所存である</p>	<p>(3)研究開発成果の入手ルートは、メーカー経由ではなく、広く公開されることが望ましい</p> <p>(4)メーカーに新型のページャーを頼んでも、外販許可との関係なのか、はっきりした理由も明らかにされずに1年くらい遅れる</p>	<p>を実効的なものとする方策を検討する必要がある(P232)</p> <p>(2)NTTが研究開発成果を実用化する場合には、その内容を適宜開示する手続等の制度の在り方について検討する必要がある(P232)</p>
3 デ ジ タ ル 化	<p>(1)1995年度までにデジタル化の骨格完成、1999年度までにデジタル化を完了させるよう計画している</p> <p>(2)デジタル化状況の諸外国との比較については一概に言えないが、遜色のない状況にある</p> <p>(3)ネットワークの光ファイバ化による高速・広帯域統合通信網の構築を推進する(2000年代)。あわせてインリジェント化(高機能・知能化、オープン化)を進める</p>	<p>(1)ID化早期実施のため、デジタル化計画の一層の前倒しが必要である</p> <p>(2)デジタル化が遅れている</p> <p>(3)NTTは、ネットワークのデジタル化について、その計画に従って早期に全国展開するとともに、今後の状況変化で可能な場合には計画の一層の前倒しに努めるべきである</p>	<p>(1)中長期デジタル化計画の着実な実行が必要である(P235)</p> <p>(2)ISDN提供区域拡大を計画的かつ迅速に推進する必要がある(P235)</p> <p>(3)政策的な減税措置を一層拡充する必要がある(P235)</p>
4 料 低 金 全 廉 般 の 化	<p>(1)諸外国と比較すると割高になっている遠距離通話料金について、低廉な市内料金を維持しつつ、早急に値下げしていく</p> <p>(2)具体的には、今後5年間で最遠距離料金を現在の3分330円から3分200円以下の水準に値下げすることを目標とする。その場合の値下げ額は約4,000~5,000億円程度となる</p>	<p>(1)米国のAT&Tは我が国より安く、かつ多様化している</p> <p>(2)一般家庭向けの新たな割引や、市内料金を含め一般家庭向け料金の低廉化が必要である</p>	<p>NTTは、遠距離通話料金をはじめとする料金全般の低廉化を一層進め、地域間の情報格差の是正に貢献するため、経営の効率化を進める必要がある(P237)</p>
5 サ ー ビ ス の 多 様 化	<p>(1)今後、ますます多様化・高度化するお客様のニーズに応え、ネットワークのデジタル化やインテリジェント化を推進しつつ、電話系新サービスやISDNサービスの高度化、高品質で多様なサービスを積</p>	<p>(1)AT&T分割は、料金低廉化、サービス多様化の促進で多大な効果があった</p> <p>(2)サービスの多様化は不十分な状態にある</p> <p>(3)NTTに対する規制緩和が議論されるとすれば、NT</p>	<p>(1)NTTは、デジタル化等ネットワークの高度化に積極的に取り組む必要がある(P234)</p> <p>(2)今後のデジタル化、ISDN化の進展にあわせて既存の電話サービスの高度化、料金の低廉化・多様化にも力を注い</p>

	NTTの意見	関係者の意見	中間答申
5 サービス の 多 様 化 続 き	<p>極的に展開していく</p> <p>(2)料金の多様化（選択的料金制導入、深夜割引制の拡大等）を実現する</p> <p>(3)将来的には全国均一料金を展望しつつ取り組む</p> <p>(4)料金、サービス認可制の弾力化が必要（独占的かつシビルミニマムのサービス以外のサービスについては競争の進展に応じ認可制の弾力化あるいは廃止を要望する）である</p>	<p>Tが現在のような圧倒的な市場支配力を失った時に行うべきである</p> <p>(4)NTTに対する規制緩和イコールNTTの独占力の強化になる危険性が大きいと思われる</p>	<p>いくとが期待される(P233)</p> <p>(3)昭和60年の制度改革において大幅な規制の緩和が行われた(P17)</p> <p>(4)各種サービスの料金は着実に低下している(P17)</p>
6 公 共 性 の 確 保	<p>以下の施策を一層充実、強化していく</p> <p>(1)電話サービスをあまねく公平に提供</p> <p>(2)ネットワークの信頼性・安全性の確保と異常時、災害時における通信の確保</p> <p>(3)離島対策、福祉対策等の推進</p> <p>(4)国を代表する電気通信事業者としての海外技術協力と国際交流</p> <p>(5)国の宇宙開発政策への協力、国際調達の推進</p>	<p>(1)福祉的な料金体系を設けてほしい</p> <p>(2)民営化に伴い経営の効率化を図ることで実質的なサービス低下につながっている例：番号案内、公衆電話</p>	<p>(1)電話サービスの全国普及(P233)</p> <p>(2)安全・信頼性対策(P169)、非常災害時の通話確保(P233, 170)、重要通信の確保、災害対策等(P266)</p> <p>(3)過疎地におけるサービス、福祉対策(P233)</p> <p>(4)技術開発を通じた国際社会への貢献(P61)</p> <p>(5)国際協調の進展(P138)</p>
7 そ の 他			<p>(1)現在NTTが行っている番号計画策定権能について、事業者に委ねるべき部分と国が関与すべきものを峻別し、後者については、国に権限を円滑に移行する方策の検討が望まれる(P238)</p> <p>(2)MAについても、単にNTTのみの判断で設定・変更するのではなく、事業者と利用者の利害得失や事業者間の関係を公正な立場で判断できるように国がより積極的に関与していくべき(P238)</p> <p>(3)電電公社時代の設備負担金累積額については、電話加入者等にその利益を還元できるような会計処理を検討する必要がある(P238)</p>

IV 組織の再編成、業務分離

	NTTの意見	関係者の意見	中間答申
1 組 織 の 再 編 成	<p>電気通信ネットワークは、高度情報社会のインフラストラクチャであり、その分断が経済社会、国民生活に及ぼす影響は極めて重大であること、また、一旦分断されたネットワークの復元は困難であることなどから、NTTの再編成についてはユーザ・地域、国民・国家の利益、株主等への影響や問題が多く、選択されるべきではないと考える</p>	<p>(1)NTTの市内網と市外網の分離は有効な解決方策である</p> <p>(2)最終的な利用者の立場に立って、競争促進政策の一環としてNTTの在り方を幅広く検討してほしい</p> <p>(3)AT&T分割は、公正な条件下での競争を実現し、料金の低廉化、サービスの多様化を促進する上で多大な効果があった。ギリギリの真剣な競争がなされるような環境と条件を創り出すことが法施行後5年を経た今日的課題である</p> <p>(4)「見直し監理委員会」を設置して3～5年以内に技術的可能性、経済的問題等検討して詰めることが今後の課題である</p> <p>(5)現時点において利用できる情報等が乏しく、社内体制整備等の措置を講じて3年程度状況の進展を注視し、この間に影響等について十分検討すべきと考える</p>	<p>(1)NTTの在り方については、多くの問題点を指摘することができ、これらの解決方策を検討していくことが必要である(P241)</p> <p>(2)再編成等を行うべきか否かの問題は、利益と不利益とのバランスを十分考慮して判断すべき問題である(P242)</p>
2 業 務 分 離		<p>(1)イコールフッティングを実現するために、NTTの移動体分野を分離することは有意義である</p> <p>(2)NTTの衛星通信部門の分離独立も一つの有効な手段として検討に値する</p> <p>(3)端末機器販売業務を分離すれば巨大な流通業者の出現ともなり、公正競争条件が確保できるとは考えられない</p>	<p>(1)移動体通信事業の分離(P273)</p> <p>(2)保守部門の分離(P274)</p> <p>(3)端末機器販売業務の分離(P275)</p> <p>の検討を行う必要がある</p>

1 NTTの経営の現状について

(1) 経営全般について

民営化後、事業部制の導入、管理機構の簡素化などの効率化努力等経営の改善が図られつつあるとして一定の評価を与える意見も多い（NTTの子会社及び関連会社の意見を含む。以下同じ。）が、依然旧公社体的体質が残っている、あまりにも巨大企業であり経営方針が第一線の職員まで浸透していない等経営の改善が不十分な点を指摘する意見も多い。

また、NTTの経営内容の公開が不十分な点を指摘する意見も見られる。

(2) NTTの経営の効率化について

民営化後、事業部制の導入、管理機構の簡素化、人員の削減等の経営効率化への取組について一定の評価を与えながらも、同時に、要員が多すぎ人件費が削減されていない、公社時代から組合活動が活発で、職員のために事業がされているようで一般企業からみると独占にあぐらをかいたマンモス企業に見える等一層の経営の効率化の推進を求める意見が大宗を占める。

(3) 料金の低廉化について

電話料金、専用料金等が、民営化後、徐々に下がりつつあることについて一定の評価を与える意見が見られるものの、回答者のほとんどが、料金の低廉化が不十分であるとして一層の低廉化を求めている。

(4) サービスの向上について

民営化後、営業窓口での対応の改善等サービスの向上が図られてきているとして一定の評価を与える意見が見られる。

しかし、サービスの質は一般企業のレベルにほど遠い、公社意識が残っている社員が見受けられる等サービスの向上はまだまだとする意見が多い。

2 公正有効競争の実現に向けてNTTがとるべき措置について

(1) 公正有効競争の実現全般に関するもの

依然NTTが支配的地位にあり、その優位性は変わらない、NCCへの思いきった技術の公開・移転、情報提供に努め、健全な競争基盤の整備促進が必要等公正有効競争の実現のための努力を求める意見が多く見られる。

(2) 相互接続の円滑化に関するもの

ID化の促進、POI設置の円滑化・迅速化、デジタル化の促進、NTTと特別第二種電気通信事業者との対等な立場での網間接続の早期実現等円滑な相互接続の実現を求める意見が多い。

また、トラヒック情報等のネットワーク情報、インターフェース仕様等の技術情報の開示など相互接続に関する情報の開示を望む意見が多く見られる。

このほか、新事業者の販売計画等の情報のNTT内部での取り扱いについて、流用の禁止など適正な取り扱いを求める意見が見られる。

(3) 内部相互補助の防止に関するもの

各事業部の独立採算制の徹底、事業部別の採算の公表等その徹底を望む意見が多い。

(4) キャリアーズ・レートに関するもの

少なくとも営業費用相当分を差し引いた料金で回線を提供すべき、NTTの社内回線調達コストと同程度の料金とすべき等その実現を求める意見が多い。

(5) 第二種電気通信事業分野に関するもの

NTTの子会社等を通じての同分野への進出に関しては、他の第二種電気通信事業者への基本通信サービスの公平な提供、出資比率・派遣社員数・便宜供与などについての厳密な制限が必要等慎重であるべきとする意見が多い。

(6) 端末機器販売に関するもの

NTTの進出によって、第一種電気通信事業者の優越性や特権濫用による公正競争条件確保の困難性により、既存業界を圧迫する状態が顕著に現れている、端末機器販売事業における独立採算制の保持等公正有効競争の確保を望む意見が多い。

また、よい電話番号との抱き合わせ販売や、PBX業者の工事依頼に対して難しいという一方でNTTの機器なら可能といて勤めるなどの不公正事例があるとして、機器販売は禁止すべきとの意見も見られる。

(7) 子会社等、附帯業務に関するもの

ア 人材の有効活用の観点からも新たな業務への進出は有効である等肯定的な意見も見られるが、一方、単なる多角化だけでは赤字会社づくりに終わってしまうことが多い、一般民業を不用意に圧迫しないよう進出分野・態様につき十分に配慮が必要、子会社等は電気通信業務に係わりのある事業に限定すべき等何らかの制限を設けるべきである、あるいは配慮が必要であるとする意見も多く見られる。

また、子会社等の事業展開に当たってNTTが特別なベネフィットを与えることのないような措置、他の事業者との機会の均等等公正さの担保を望む意見が多い。

イ NTTの放送分野ないし放送類似サービス分野への進出に関して、委託放送事業への参入は容認されるべきでない、CATV分野への進出は、ようやく軌道に乗り始めたCATV事業に大きな混乱を引き起こしかねない等反対する意見が見られる。

また、機器製造業、国際通信分野に進出しないことを望む意見が見られる。

ウ 附帯業務について、現行の届出制から許可制にすることを望む意見が見られる。

(8) 巨大な購買力に関するもの

NTTは巨大な購買力を回線セールスの営業面に行使することを自粛して欲しいとする意見が見られる。

3 NTTに期待する役割について

(1) NTTに期待する役割全般に関するもの

公共性の著しく高い機関であることを自覚し、絶えず国民の利益を念頭において行動すべき、我が国の電気通信事業の第一人者として、新技術の研究開発、ネットワークの安全性・信頼性の向上等に努めて欲しい、関係者の意見を十分反映できる仕組みを検討して欲しい等の意見が見られる。

(2) 研究開発に関するもの

ア 総合的な電気通信技術の発展に向けての先導的な役割、長期的視野に立った研究開発、先端・基礎技術・国際的観点から統一的に推進すべき重要技術についての強力な研究開発の推進等研究開発の一層の推進を望む意見が大宗を占める。

また、研究開発の過程で関係者の意見を十分反映できる仕組みの整備が必要、唯我独尊でなく世界に共通な基盤の中での技術開発に向かうべき等の意見が見られる。

イ 研究開発成果の普及に関しては、開発した技術は我が国の電気通信の発展のため広く開示して欲しい、技術開発成果の開示が遅いのもっと早く広く開示することを希望する等成果の普及、技術の移転及びその迅速化を求める意見が大宗を占める。

また、NTTが保有する研究開発成果の公開や外販許諾等の基準の明確化等透明性の確保等を求める意見が見られる。

ウ 標準化に関しては、NTTの研究開発体制を背景に、我が国の標準化活動への積極的寄与を望む意見が見られる。

(3) 地域振興に関するもの

地域に密着した活動ができるように地方への権限委譲、地域の情報格差是正のためのデジタルネットワークの促進、中・遠距離料金の一層の値下げ、地域における高度情報通信基盤整備のための設備投資の充実等NTTに期待する意見が多い。

(4) ネットワークの高度化に関するもの

デジタル化・ネットワークの光ファイバ化の促進、ISDNの高度利用技術の開発促進、使いやすい端末機器の開発と提供等一層の推進を望む意見が大宗を占める。

また、ネットワークの安全性・信頼性の確保、災害時等の重要通信の確保を望む意見が見られる。

このほか、十分なリードタイムをもったネットワークの高度化に関する情報の提供、デジタル化等に対する金融・税制上の支援措置等を望む意見が見られる。

(5) その他NTTに期待する役割

低コストのネットワークシステムの提供、海外への技術協力等の国際協力、過疎地

対策、福祉対策等を望む意見が見られる。

4 問題点の解決方策について

(1) NTTの組織再編成に関するもの

ア ①これまでの改善努力にもかかわらず問題が生じており組織再編成が必要、②経営者・役職者・社員の意識改革が問われており組織再編成は有効、③独占的分野と競争的分野の分離以外に抜本的解決はない、④分割により地域に密着した新サービスの提供や競争は進展する、⑤競争原理が働きやすくなるよう、例えば、ほぼ同規模のものを作って競争させるといった仕組みについても引き続き検討していく必要がある等NTTの組織の再編成が必要であるとする意見が多く見られる。

一方、NTTの組織再編成を行った場合には、①地域格差の発生、研究開発力の弱体化のおそれ、②研究開発・ネットワークの高度化・地域振興等に役立たせるには全国1社体制の方がよい、③ネットワーク分割損による効率低下、等の理由を挙げてNTTの組織再編成は不要、あるいは慎重であるべきとする意見も見られる。

イ このほか、他の改善措置を講じた上でなお問題点が解決しない場合は再編成が必要、組織再編成については一定期間後に再検討するのが望ましい、現時点で組織再編成するのは時期尚早などの意見も見られる。

なお、組織再編成について全く言及しないものも多く見られる。

ウ 組織再編成の類型については、①市内市外分離で市内複数社方式が望ましいとする意見が多いが、このほか、②市内市外分離で市内全国1社方式、③地域別分割方式④東日本・西日本の2社方式、⑤3地域程度の分割方式を挙げる意見が見られる。

エ また、組織再編成を行うに当たって、①諸外国との競争力の維持、②研究開発力の維持、③料金・サービスの地域格差の発生の防止、④ネットワークの高度化への影響の防止、⑤公共性の保持、⑥利用者の利便の確保等について十分な検討と配慮を望む意見が多い。

研究開発部門を分離し新事業者の参加を可能とすべきとする意見も見られる。

(2) 個別業務の分離について

①内部相互補助の防止、②イコールフットィングの実現、③NTTが1社であらゆる分野で支配的地位にあることの解消のために、個別業務を分離すべきとする意見が多い。

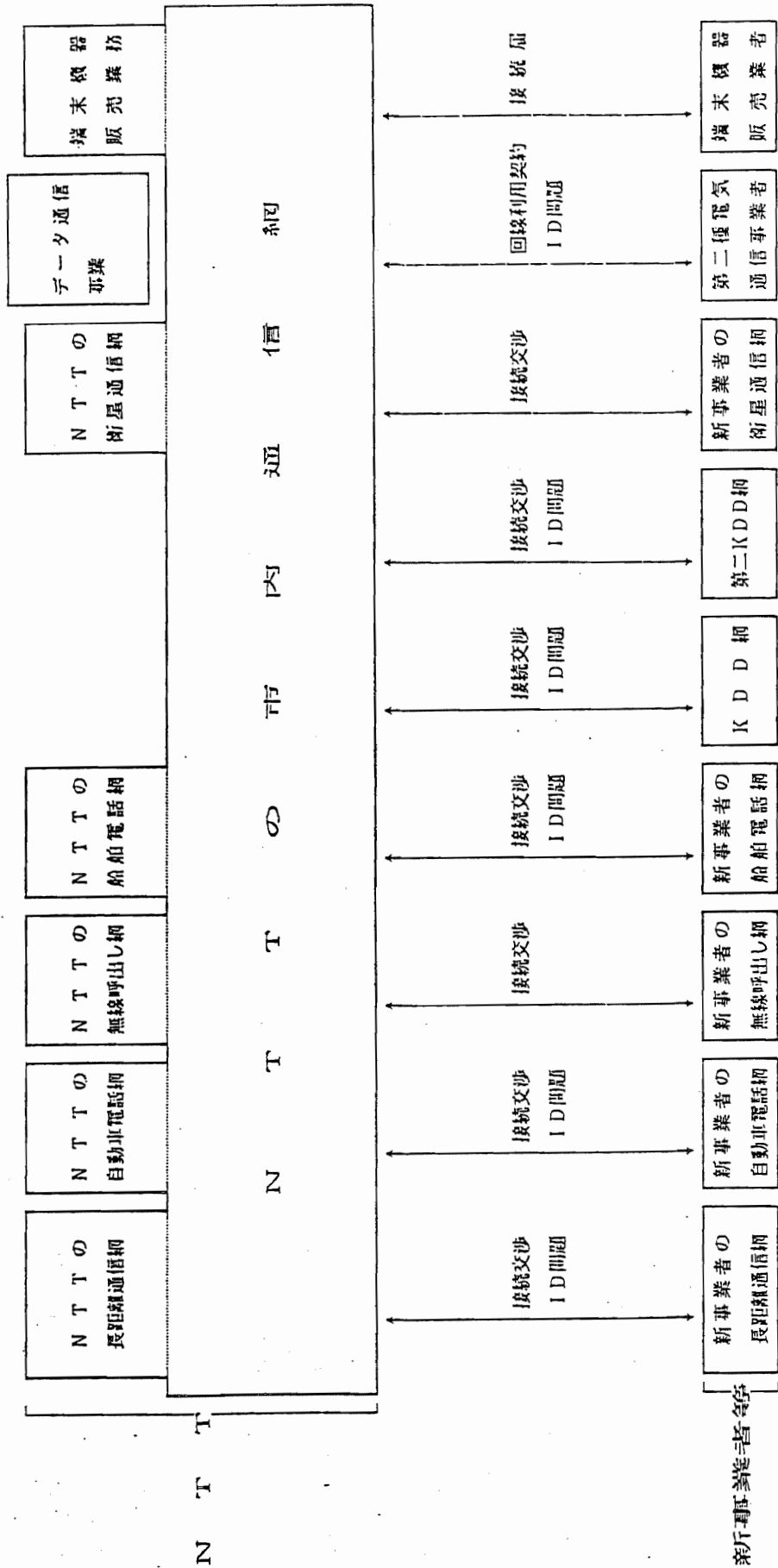
分離する業務については、移動体通信業務を挙げる意見が多いが、このほか、衛星通信業務、保守業務、通信機器販売業務を挙げる意見も見られる。

また、①保守部門の分離はサービスの低下につながる、②巨大な機器販売会社ができることは困る、として保守部門・端末機器販売業務の分離に反対する意見も見られる。

端末機器販売事業に関しては、分離ではなく、事業そのものを廃止すべきとする意見も見られる。

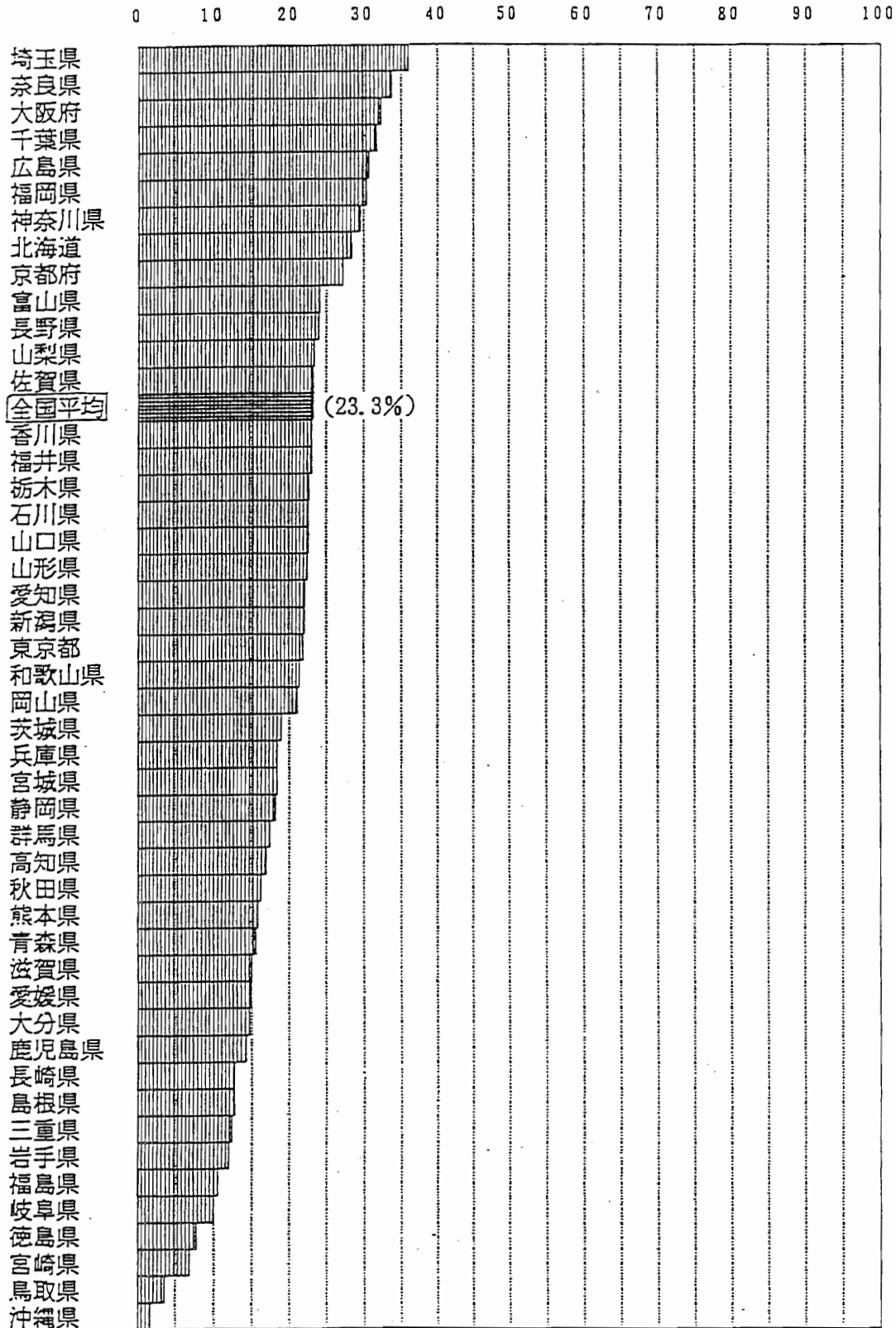
なお、個別業務の分離について全く言及しないものも多く見られる。

NTTと新事業者等の相互関係



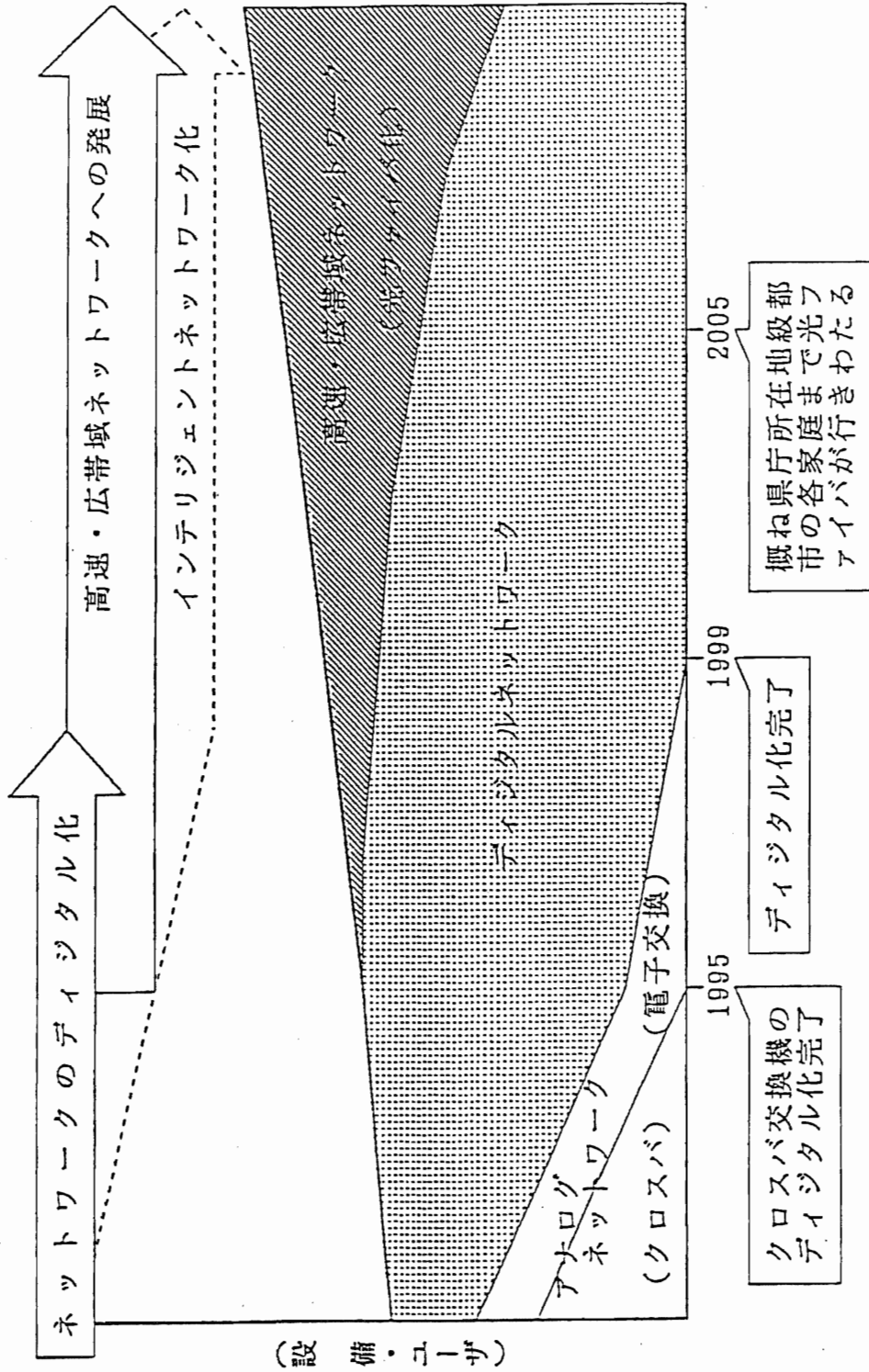
市内交換機の都道府県別デジタル化率 (NTT)
(デジタル化端子率順)

(平成元年9月) %

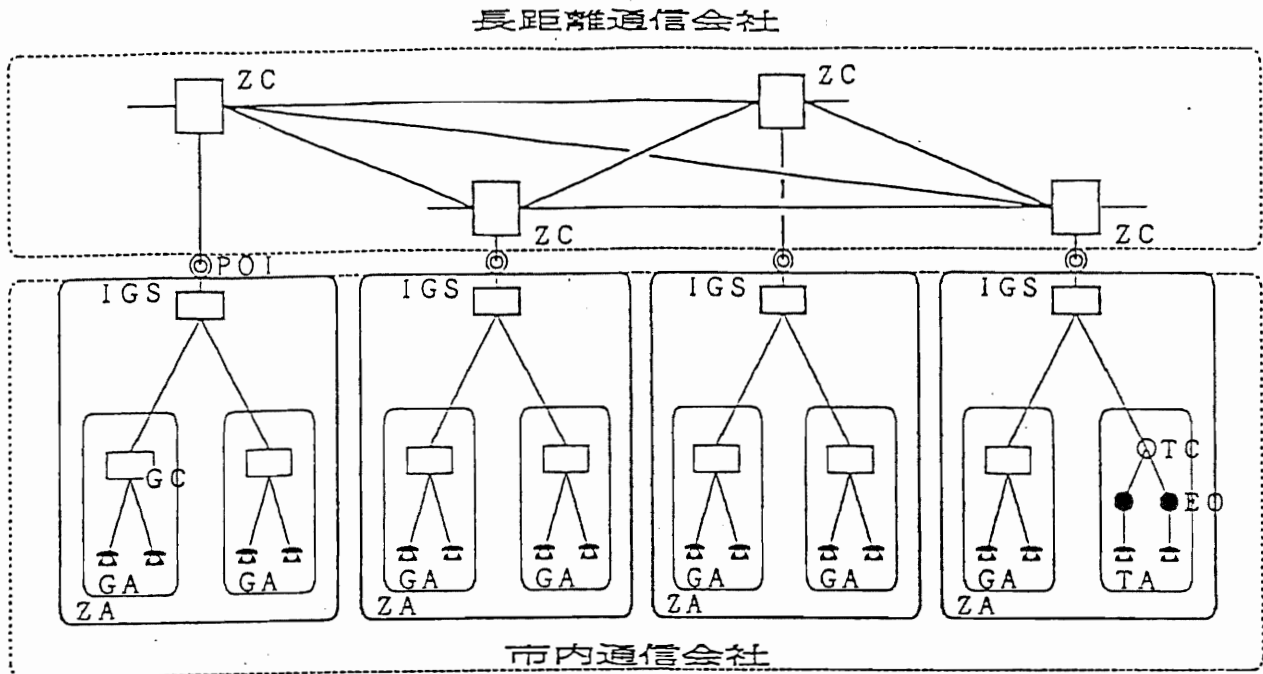


<資料9>

ネットワークの進展



(出典：NTT資料)



I G S (Interconnecting Gateway Switch : 相互接続用閥門交換機)

～他のネットワークとの相互接続に使用する交換機

P O I (Point Of Interface : 相互接続点) ～ネットワークの分界点

G C (Group unit Center : 群局) ～デジタル市内交換機を設置した交換局

G A (Group Area : 群区域) ～デジタル市内交換機が設置された、各種サービスを提供する
単位区域

Z C (Zone Center : 中継局) ～デジタル中継交換機を設置する交換局

(相互接続機能はデジタル中継交換機のソフトウェアで対応可能)

Z A (Zone Center Area : 中継区域) ～トラヒックを中継するデジタル中継交換機が扱う1
つの単位区域

T C (Toll Center : 集中局) ～アナログ4階位網において下から2番目の階位の交換局

T A (Toll Center Area : 集中区域) ～T Cが扱う1つの単位区域

(平均直径30km程度の地域で、ほぼ単位料金区域
(MA) に一致)

E O (End Office : 端局) ～アナログ4階位網において一番下の階位であり、加入区域内の
加入者を収容する交換局

<資料11>

長距離通信会社・市内通信会社の経営見通し（平成7年度末）

（単位：億円、人）

	総収益	総費用	経常利益	従業員数	固定資産
長距離通信会社	12,000 (17.3%)	7,700 (12.6%)	4,300	9,200 (4.0%)	10,400 (11.0%)
市内通信会社	57,300 (82.7%)	53,500 (87.4%)	3,800	220,800 (96.0%)	84,500 (89.0%)
合 計	69,300	61,200	8,100	230,000	94,900

(注) 1 NTT民営化以降の収益・費用の変化の傾向、NTTが打ち出している23万人体制、最遠距離通話料金200円への引下げ計画、長距離系新事業者との同等な条件等を前提に試算を行った。

2 遠距離通話料金引下げの影響は長距離通信会社のみに影響すると仮定した。

日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置

平成2年3月30日

郵 政 省

政府は、日本電信電話株式会社法附則第2条の規定に基づき、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）の在り方について検討を加えた結果、電気通信審議会の「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方」答申（平成2年3月2日）の精神を生かし、以下の方針に沿って所要の措置を講ずるものとする。

1 基本的考え方

昭和60年の電気通信制度改革は、実施後5年間に、多数の新しい電気通信事業者の参入、各種サービスの料金の着実な低下をもたらす等、一定の成果をあげている。しかしながら、電気通信市場の現状は、NTTが圧倒的なシェアを占めていること、多様なサービスの提供、デジタル化の進捗が米国に比べ遅れていること等に見られるように、十分活性化されているとは言いがたい状況にある。

今後、21世紀の高度情報社会の実現に向けて、料金の低廉化、サービスの高度化・多様化等を一層促進し、国民、利用者の利益の最大限の増進を図るとともに、我が国の電気通信全体の均衡ある発展を図っていくことが必要である。

このため、公正有効競争条件の整備を図り、NTTの巨大・独占性の弊害についても、これを可能な限り改善する措置を講ずること等により、NTTの経営の向上を図ることが必要であると考えられる。また、国際的な貢献を図る観点からも、電気通信分野における研究開発の推進に十分配慮する必要がある。

公正有効競争を実現し、また、NTTの経営の向上を図ることによって、国民、利用者の利益を増進させるとともに、株主をはじめ、NTT関係者等にとっても、NTTが更に魅力ある企業となることを期待するものである。

2 公正有効競争の促進

(1) 事業部制の徹底等

公正で有効な競争の促進と技術革新を活かすために、NTTが、長距離通信事業部、地域別事業部制を導入・徹底し、これらの収支状況を開示するよう措置する。

(2) 接続の円滑化

交換機のID化促進、POI（相互接続点）設置の円滑化等、他の電気通信事業者との接続の円滑化を更に推進する。

(3) ネットワークのオープン性の確保

他の電気通信事業者が、NTTのネットワークをNTTと対等な条件で利用できるようにするため、接続形態、技術的条件等に関する具体的な接続条件を明確にする。

(4) 内部相互補助の防止

電話サービスの細目を分計・開示すること等により内部相互補助の防止の徹底を図る。また、各事業部間の取引条件の開示及び他の電気通信事業者への公平な適用を図る。

(5) 情報流用の防止

接続交渉等を通じて得た他の電気通信事業者の営業に係る情報の流用防止策について、適正な措置を講ずるとともに、その内容を明らかにする。

(6) 情報の積極的開示

単位料金区域（MA）間のトラヒック情報等の基本的なネットワーク情報、技術情報等、公正有効競争上不可欠な情報の積極的な開示を促進する。

(7) 研究開発成果の普及

NTTの研究開発成果の普及を実効的なものとするため、研究開発成果の公開、外販基準の明確化等の透明性を確保する仕組みを検討する。

(8) 移動体通信業務

移動体通信分野における公正有効競争を実現するため、移動体通信業務を一両年内を目途にNTTから分離し、移動体通信業務を営むこととなる会社については、これを完全民営化する。

（注）「移動体通信業務」とは、自動車電話業務、船舶電話業務及び無線呼出業務を言う。

(9) 端末機器販売業務

端末機器販売業務の分離については、更に検討することとし、当面、引き続き公正

有効競争確保のための措置を講ずる。

(10) 衛星通信業務

当面、公正有効競争条件の整備を図るため、収支分計の明確化等の措置を講ずることとし、将来NTTが本格的に商用衛星通信サービスを実施する場合には、当該業務部門の分離について検討を行う。

(11) デジタル化の前倒し

可能な限りNTTの「中長期デジタル化計画」（平成元年9月）の前倒し実施を促すこととし、そのための必要な措置を講ずる。

(12) 番号計画の在り方

利用者の利便、電気通信事業者間のイコールフットィングの確保、国際的な新しい番号体系への移行等を踏まえ、統一的な番号体系及び番号付与原則の確立を図る。

(13) 単位料金区域（MA）の設定の在り方

利用者の利便、電気通信事業者間の競争条件への影響等を踏まえ、単位料金区域（MA）の設定の在り方について検討する。

(14) 電気通信事業者用割引料金の導入

アクセス回線料金の低廉化による利用者負担の軽減及び電気通信事業者間のイコールフットィングの確保の観点から、電気通信事業者用割引料金（キャリアーズレート）の導入を推進する。

3 NTTの経営の向上等

(1) 合理化の推進

NTTにおいて、徹底した合理化案を自主的に作成し、これを公にし実行することとする。

(2) 保守部門

保守部門の分離については、利用者サービスの観点から慎重に検討することとし、当面、一層の効率化の推進及び保守水準の向上の観点から、必要な措置を検討する。

(3) 株主への利益還元

NTTが行う株主への利益還元について十分配慮する。

(4) 規制の在り方

国民、利用者の利益の一層の向上及び電気通信事業の一層の活性化を図るために必要な規制緩和を実施する。

4 公正有効競争の促進及びNTTの経営の向上等のためのNTTの在り方

上記2及び3の措置の結果を踏まえ、NTTの在り方について平成7年度に検討を行い、結論を得る。

5 研究開発の推進

関係者の意見を十分反映したNTTの研究開発の推進及び標準化活動への寄与について、一層積極的な対応を促進する。

長期的な視点に立って、我が国の電気通信の発展を図るため、国の研究所、大学、電気通信事業者、製造業者等を含む我が国全体としての研究開発活動の活性化のための総合的な研究開発体制の確立について検討する。

6 電気通信の安全・信頼性の向上

経済社会活動の進展に伴い、通信の安全・信頼性を確保することの重要性が一段と高まってきている今日的状況にかんがみ、非常・災害時の通信の輻輳・途絶を最小限のものとし、また、公共機関の優先利用を確保する等通信の安定的確保を図るため、電気通信事業者による中央安全センタの設立について、具体策を検討する。

7 諸措置の着実な推進

上記の諸措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、電気通信審議会に所要の諮問を行うこと等により、その着実な推進を図る。